

旧清水市における公害反対の闘い

はじめに

港湾都市旧清水市は天然の良港といわれ、気候は温暖で三保の松原に囲まれ、富士山の景観がすばらしい港町である。この港湾都市に、そうした利点を生かした産業の進出計画が相次いだ。しかし、清水市の地形は港と後背地の山間部との距離が短く、気流の流れが悪く上空に滞留しやすい地形となっている。高度成長期には光化学スモッグ注意報や、酸性雨などによる農業被害も発生する土地柄であった。そのため国の「公害防止策定地域」に指定され、ゼンソク患者も多く、三保の松枯れや柑橘系農作物の生育環境の悪化もあり、公害に対する農業経営者の厳しい視線もあった。

三保半島の先には日本軽金属㈱（以下日軽金）のアルミナ製造工場があり、ボーキサイトからアルミナを製造する過程で大量のボーキサイト廃棄物（赤泥）が発生し、隣接する海域に埋め立てをしたため膨大な埋立地が誕生した。

その埋立地への工場進出計画の出発点が日軽金電解工場建設計画であり、続いての中部電力㈱の LNG 火力発電所建設計画、石炭火力発電所建設計画であった。また、東亜燃料㈱の石油精製工場の拡張や、その後も LNG 火力発電所建設が計画されたが、いずれも市民団体の根強い反対行動や、調査活動により進出計画が阻止されてきた。市民団体の活動には熱心な活動家層の存在や学識経験者の協力などがあり、農業経営者や一般市民、労働組合などが公害反対の闘いに参加していくこととなった。

現在は富士山世界遺産の構成資産として三保の松原が位置付けられているが、旧清水市の環境が保たれ、きれいな空気のもとに富士山世界遺産の構成員となったことは、過去の公害反対の闘いの成果であったといえる。

以下に旧清水市における公害反対の闘いについてその概要をまとめることにした。

I. 日本軽金属㈱清水電解工場建設に反対する闘い

1. 日軽金清水電解工場新設計画と背景

日本のアルミニウムの需要の伸びはめざましく、1966年当時7万トン（国内需要の20%）のアルミニウム地金を海外から緊急輸入するほどだった。日軽金は極端な供給不足となっているとして、清水に年産5万トンの最新鋭電解工場の建設計画を明らかにした（『日本経済新聞』1966年8月8日付）。その概況は、電解炉名称=120KAブリベイク式アルミニウム電解炉、電解炉数=176炉、生産能力=約50,000トン/年、従業員数=約400名、工事着工=1967年3月、生産開始=1969年4月、というものであった。

2. 日軽金㈱蒲原工場の公害史

軍の要請により、日軽金は、1939年庵原郡蒲原町でアルミニウム精錬工場を建設、操業を始めた。アジア太平洋戦争が激しくなるにつれて生産量も拡大し、工場から出る排煙による農産物への被害が拡大していった。1942年10月富士川町（現在富士市）中之郷新田地帯を襲った

工場排煙による甚大な被害は、一夜にして数十町歩の水稲を壊滅状態にした。その結果、農民は結束し会社側と交渉し一定の補償金を得た。以来、被害の状況は益々拡大し、蒲原工場背後地一帯の柑橘・桑園を侵食し、収穫皆無の地帯が数十町歩にも及んだ。

1944年、桑園の被害による補償が数町村に行われた。柑橘類は蒲原町（現在静岡市清水区）、富士川町で甚大な被害を受け、収穫皆無数十町歩には抜根による永久補償を、その他の被害地区には半額補償契約が成立し、5回の分割払いをすることとなった。しかし、2回支払った時点でアジア太平洋戦争が終わり、日軽金は軍需工場としての機能を失うと同時に経営困難となり、補償金の支払いは停止された。

1949年、日軽金は立ち直りアルミ精錬を再び開始した。補償残額3回分の支払いについて静岡県に斡旋を依頼したが、当時の貨幣価値の変動は激しく、支払われた補償金は実質的には少額となった。

当時蒲原・富士川地区は慢性的水不足に悩まされていたことから、日軽金の水力発電用水路からの農業用水供給を要請し、農業用水の供給を受けることとなった。ところが当時の町長と用水委員長両氏の間に協定書の締結がされていて、農業用水にかかる水田においては補償要求しないとの一項があったが公開されず、知っていたのはこの二人だけであった。

1950年以降も公害の被害は拡大し、同年「対策委員会」が設置された。日軽金との交渉を要求するも、門前払いされることが多かった。この時、初めて水田の補償放棄問題があることを知ることとなり、その後対策委員会は解散となった。しかし、公害問題はその後にも継続し、1955年にも大被害が発生、1957年には町の農業委員長、地元農業委員が、被害の甚大さにたまりかねて再び「対策委員会」を設置し、地元選出革新系代議士の指導を仰ぎ、県庁にも要請した結果、県公害防止条例改正にも波及し、1959年5月12日「富士川地区日本軽金属煙害処理委員会」が設置（委員は富士川町4名、工場側4名、町農業委員4名、学識経験者5名で構成）され、煙害処理の第一歩を踏み出した。

その結果、1957年分が妥結された。不満足ではあるが3部落で300万円の補償がなされた。公害発生から10年で最初の補償となったが、被害の実態把握の困難等により要求額との差は大きかった。1962年無害といわれた電解炉の操業がはじまり農産物の被害は一層顕著となり、会社側に設備改善を要求しても誠意がみられず、1965年被害は更に拡大、耕作放棄地も拡大した。そんな時期に1967日日軽金清水工場に電解工場建設が計画されたが、蒲原工場の惨状をみて清水側の農業者も大きな反対運動を展開することとなった。

1967年の補償交渉は、1968年10月妥結したが、総額650万円で農業者の要求額の40%であった。実際の被害額はその数倍に及ぶものと考えられる。1972年12月をもって静岡県は、煙害処理委員会を解散した。その名目は「県が仲介の労を取る必要がなくなった」ということであるが、公害に対する意識の変化に伴う住民の強い要求に対して、仲介することの困難を感じたことからの「逃げ」と思われる。

以下に記す1967年の日軽金清水電解工場反対運動の勝利は、これを応援、運動した富士川町農業者に新たな闘いの方法を示唆した。1968年「富士川左岸、富士市に東京電力富士川火力建設の報を知ると、直ちに予防闘争の構えを持ち、(昭和)43年8月、富士川農協は「公害対策委員会」を発足した。そして、庵原郡、富士市等の各農協に働きかけるなどの行動を起こした。やがてこれらの動きは、(中略)町ぐるみの「富士川火力反対期成同盟会」の誕生となる。」

1. 期成同盟会へは県政の圧力もあったが、富士市民協、富士宮市民協、由比漁協等が富士市議会への運動を重ねることによって、1969年3月29日深夜、議会の阻止し火力発電所建設問題を挫折させることにつながっていった。

3. 電解工場建設に対する科学者及び農学博士の見解

(1) 日本科学者会議公害問題研究委員会の見解

日本科学者会議公害問題研究委員会は1967年7月29日蒲原町を視察し、日軽金蒲原工場による被害状況を調査した。翌30日清水市静柑連会館に於いて日軽金電解工場建設に伴う諸問題を討議し、次のような結論を確認した。

- 1) 7月29日、蒲原町、富士川町の被害地区を視察し、みかん、稲、びわ、アンズ、さといも、その他の農作物に日軽金蒲原工場による煙害があることを確認した。
- 2) 我々は、清水市におけるアルミニウム電解工場新設にあたって、会社側説明書、及び清水市議会公害問題特別委員会における5人の学者の陳述記録を検討して、次の中間的結論に達した。
 - ◆会社側は新方式によるから公害は無いと断定を下しているが、これは自らの説明にも矛盾し、正しい科学的根拠は認められない。会社側の説明は具体的事実を基礎とせず単純な想定にもとづいただけのものである。
 - ◆清水市議会公害問題特別委員会に報告された学者側の陳述の多くは、会社側資料を主たる根拠としており、自らの事実調査や従来の文献に基づいた検討が不十分と考えられる。このような説明書及び陳述を基礎として公害が無いと断定する事は不可能である。
 - ◆人体被害についての会社側の説明は科学性がない。
- 3) 我々は電解工場新設の問題だけでなく、それに関連して火力発電所から発生する副産物などによる全ての公害についても注意を払う必要がある。
- 4) 県、会社は煙害問題に関連して調査された全ての資料を公開し、検討の基礎に供すべきである。
- 5) 日軽金(株)は、完全無害の電解方式を蒲原において実証し、しかる後清水工場の建設を問題にすべきである。
- 6) 日本科学者会議公害問題研究委員会は、今後とも地元の人々と連携しつつ、更に本問題について研究を続ける。

(2) 農学博士田中諭一郎氏の見解（元静岡県柑橘試験場長）

日軽金電解工場の設置については、25年前同社蒲原工場の創業以来フッ素有毒ガスが農林植物及び養蚕に及ぼした実情を基本として、慎重に検討の結果、当然公害は避けられないものと判定し昨年8月、反対意見書を発表したものである。我々は住みよい郷土を保護し、また安定した農業経営を存続するため、更に景勝地三保の松原を保護するため等の立場から、県をはじめ関係各省庁や機関に示教を仰ぎ、フッ素の公害において最も多くの資料を持つ米国政府公衆衛生部よりの援助を受け、できる限りの検討を行ってきた。

¹ 富士川町農協青年部・富士川町いのちと生活を守る会編『日軽金蒲原工場の公害とたたかう富士川町の住民の記録』1973年発行。

改めて反対理由を説明する。

1) 蒲原工場公害の過去と現況

昭和 17 年、蒲原工場創業と共に付近一帯の作物に大きな被害があり、富士郡下の養蚕地帯も蚕が死滅するという異変があり、柑橘園も被害があり 45 ha 伐採された。フッ素ガスの影響は梅・グラジオラス・ドイツアヤメ等に及び周辺数 $k m^2$ 以上に及んでいることから実証できる。

2) フッ素ガスの植物に及ぼす影響

フッ素は、白金・ニッケルを除き多くの金属を侵し、ガラスをも腐食させるほど猛毒なものである。動物・植物に及ぼす被害もはるかに低濃度で及ぶものである。フッ素ガスを最も多く出すのがアルミニウム工場であり、被害は一部地域に限られるため、その実態も解らず研究も立遅れている。現に蒲原工場が被害を出し始めた当時はほとんど資料がない状況であった。

◆植物については、植物の気孔から吸収され、次第に蓄積され、先端まで運ばれ細胞膜、葉緑素等を破壊し枯死させる。また、新芽や花は非常に弱い。

◆柑橘・茶葉などは萎黄病、ネクロシス、落葉等の症状を呈するが、外観上の被害の状況がなくとも、年と共に樹勢が衰弱し結果不良、果形が小さい、果樹が厚い、果汁が少ない、糖分が減り、酸分が増えるなど品質不良となる。

◆動物については、動物に強く反応する。昆虫・虫・蜜蜂は 0.4~0.8ppm の濃度で 50% 死ぬ。フッ素ガスを吸収した桑で蚕が死ぬ。家畜・牛等反芻動物は特に被害が多い。人についても粘膜を刺激し、慢性中毒症状として鼻出血、鼻カタルなどの症状がある。

以上のごとく、これまでいろいろな対策が試みられてきたにも拘わらず、現在のところ完璧な防除方法が発見されていない。

報告された田中論一郎農学博士の論文は各方面に大きな影響を与えた。

4. 日軽金清水電解工場設置の対する具体的な闘い

(1) 農民が「日軽金電解工場設置反対期成同盟会」を結成

1966 年 8 月に、日軽金清水工場に電解工場が設置される計画が明らかになって以来、農業関係者を中心に調査、研究活動が展開され、農業関係者先行の反対運動が高まっていった。フッ素ガスによる農産物への被害が多発していることから、静清農協青年連盟を中心に周辺農協が「日軽金電解工場設置反対期成同盟会」を結成し運動を展開した。

同年 10 月 7 日、第 1 回「日軽金電解工場設置反対決起集会」を、静岡市大浜ヘルスセンターで 200 名が参加して開催した。集会は、①フッ化水素の農産物に与える影響を学習し啓蒙する。②実行委員会を組織し、反対期成同盟との連携を図る。③カンパ 20 円を特別カンパとして徴収する。④反対期成同盟は直ちに署名運動を展開する。⑤三保地区の反対同盟に激励分を送る。⑥婦人部とも密接な連携を保ち一体的運動を取り組む、ことを決議した。10 月 14 日、青年連盟大会が公害未然防止を決議し、県連盟に反対運動を約束させる。10 月 29 日、反対運動への力添えを求めて県農政対策協議会へ要請。10 月 29 日、三保地区反対同盟との話し合い。11 月 2、7 日、反対運動実行委員会は第 2 回反対決起集会の打合せを行った。11 月 23 日には、清水市三保の御穂神社において決起集会が開催された。1967 年の 5 月 3 日にも「日軽金電解工場反対総決起大会」を行い、8 月 1 日清水市議会全員協議会に対して、反対期成同盟はバス

20 台、1500 名が参加し、清水地区労・市民団体の 500 名とともに請願行動を行った。9 月 30 日の市議会本会議へも、約 1000 人が請願行動を行った。

(2) 労働組合と革新政党の取り組み

日軽金清水工場に隣接する、三保造船・金指造船・日本鋼管などの造船労組でつくる造船静岡労協は、日軽金清水工場から排出される白い粉塵公害対策に取り組んできた経過から、社・共両党、静岡県評・清水地区労に働きかけ、反対闘争における労働組合の中核的役割を果たした。67 年 6 月 18 日、清水地区労加盟各労組、清水農協、革新政党、民主団体代表 60 名が、「清水地区日軽金電解工場建設反対現地調査団」を編成し、蒲原・富士川町を訪れ、公害を受けている現地住民から直接話を聞いた。6 月 26 日に開催された清水地区労幹事会では、30 日に開催される「健保・失保改悪阻止、夏季一時金獲得」の全国統一行動と、日軽金電解工場設置による公害問題を論議した。公害問題については、「造船労協の議長である三保分会西方委員長より、清水・庵原地区農民に与える大きな影響は、農作物だけでなく人体にも有害であり、我々造船労協は今後も地区労と協力して、強く反対の態度で取り組むと表明し、公害問題反対の決議がされた」。また、蒲原周辺の被害状況について「地元蒲原だけでなく、富士川町、遠く富士宮方面に及んでいる。某医師の話だと肝臓、心臓を悪くした人が非常に増加し、他の地域に比べて、ぜん息患者が激増している。会社側は被害半径が 300 米以内だといっているが、蜜柑が落果、落葉、枝の枯れが激しく、壊滅寸前という現状である。立ち木も各所で枯れているのが目立ち、梅、アンズも全く実がならず、豆類、瓜類、芋、苺等あらゆる農作物は全滅に近い被害を受けている。薬用のアロエも雨にあたれば枯れてしまうので家の中で育てている。グラジオラス、ユリ科の葱等は上部 1/3 以上が黄色くなり枯れている。遠く 2.3 キロも離れた富士宮辺りの桑も被害を受け、野鳥も殆どいなくなり自然を楽しむ人を嘆かせている」²と報告された。

7 月 22 日には、清水地区労の代表 50 名と日軽金清水工場長をはじめとする日軽金の代表が直接交渉を行った。日軽金側は「アルミニウムの需要が急激に増えたため、清水工場の敷地 4 万坪に工場を建て、年間 5 万トンのアルミニウム生産を計画した。電解工場から噴き出すフッ素ガスの公害については、ブリベイク（多極式）の新型炉を設置するのでほとんど公害は出ない」と答えた。地区労代表が「それなら現在の蒲原工場の公害をどう考えるか？現在も清水工場が金指造船貝島工場にばらまいている白い粉の対策を何もしていない」と迫ると、「蒲原工場電解工場のフッ素ガスによる被害があることは多少事実だと思うが、植物に害はあっても人体には害はない」と子供だましにもならない答弁で逃げようとした。³

8 月 7 日、静岡造船労協は、清水地区労、社会党清水支部、静岡県評、社会党静岡県本部を訪れ、農作物と人体に影響を及ぼす有害なフッ素ガスを発生させるアルミ電解工場設置反対運動を強力に進めるよう文書で申し入れた。この申し入れに対し、地区労、県評、社会党はそれぞれ「早急に対策を講ずる」と回答した。⁴

8 月 8 日、静岡県評と清水地区労は「公害対策委員会」の設置を決め、8 月 31 日開催された清水地区労常任幹事会では、日軽金が正面对決をさげ、なし崩し的な行動として、電解工場設

² 全造船機械労働組合金指造船分会日報紙「マスト」1967 年 6 月 28 日号要約

³ 全造船機械労働組合金指造船分会日報紙「マスト」7 月 25 日号要約

⁴ 全造船機械労働組合金指造船分会日報紙「マスト」8 月 12 日号要約

置反対の諸団体に「設置する電解工場が事実上有害ガスを発生させるかどうかについて、日軽金側としても確信をもって百害はないという立証をしたいから、まず予定の 1/2 程度の実験工場をつくらせてほしい」と申し入れてきた。これに対し地区労は「断固反対の態度を固め、設置反対の政党や諸団体と共に、あく迄電解工場反対を広く推し進めることを確認した。9 月 7 日の清水地区労幹事会で、具体的活動として反対署名活動や動員を行うことを決定し、9 月 8 日には、沼津工業高校西岡氏、三島南高校吉沢氏を講師に招き学習会を開き、9 月 16 日には、静岡県評・清水地区労は社会党議員団と共に、清水市長に電解工場設置反対を申し入れた。⁵

(3) 市当局・清水市議会への請願行動

清水市議会は、電解工場の精製過程でフッ素ガスが発生し、農産物に被害が発生する恐れがあるとの認識のもと「工場公害対策特別委員会」を設置し、関連地域への視察研修(1966 年暮)や、学識経験者を選考し検討してきた。そして学識経験者の各委員から 1967 年 7 月 31 日検討結果が報告されたが、その内容は「公害の心配はない」というものであった。

8 月 1 日、午前 9 時から市役所 6 階で開催された市議会全員協議会は、電解工場設置に反対する農民・地区労と工場設置反対市民協議会など 2000 人が市役所に押しかけ、広場から 1 階から 6 階までの廊下や控室いっぱいになり座り込む中で行われた。清水市議会は異例ともいえる 35 名の傍聴者が見守る中、市当局と自民党主流派の賛成派は、昨日の全員協議会で公害特別委員会の結論を報告し、各派代表の意見発表をさせた上で、市長の意見を添え県当局に上申する予定でいた。しかし、公害に反対する農政クラブ(自民党反主流派を含む)と革新議員は、「全員協議会はいわば議員の打ち合わせのようなもの。これほど重要な問題は正式な議会にかけ慎重に審議すべきで、臨時議会か 9 月の本会議にかけべきだ」と主張した。いったん休憩に入ったが、市当局と推進派は農政クラブの議員に激しい圧力をかけた。そうした緊迫した動きの中、市当局と推進派は全員協議会を開かせ、「工場設置は市長職権で行えるもの、本会議にかけよとは市長職権に対する侵害だ」として、自治省に見解を求めた。自治省は一旦、市当局の主張を認める見解を示したため、賛成派は一気に押し通そうとした。しかし、自治省から再度連絡が入り「前の連絡は誤りで、議員の請求(清水市議会の場合は 11 名)があれば議会は開かなければならない」との見解が示した。そのため情勢は一気にひっくり返り、再度休憩に入り議事運営委員会で協議したが結論が出ず、全員協議会は休憩のまま午後 7 時に解散した。⁶

9 月 30 日、市当局は 9 月定例市議会で日軽金電解工場設置に対する態度決定を迫られた。清水地区労は各組合に 450 名の緊急動員を行い、市議会議長あてに電解工場設置反対の請願行動を行った。この日、市役所 6 階の議会までの階段は、労働者と農民の設置反対の請願者で満杯状態となった。9 時半から 10 時半まで全員協議会が行われ、引き続き行われた本会議に日軽金電解工場設置問題が上程された。本会議は農民、地区労代表の傍聴者 50 人が見守る中「公害がないという実証がない限り設置はしない」という意見書が上程され、満場一致で確認された。今後の運動は県段階に移り、県公害防止審議会で討議されることになった。⁷

5. 清水市の最終の取り組み

⁵ 清水地域労働組合協議会第 16 回定期大会(1967 年 10 月 29 日開催) 1966 年一般活動報告書

⁶ 全造船機械労働組合金指造船分会日報紙「マスト」8 月 2 日号要約

⁷ 全造船機械労働組合金指造船分会日報紙「マスト」10 月 2 日号要約

佐藤虎次郎清水市長は、1年半にわたって紛糾してきたアルミニウム電解工場建設問題は、市議会の結論を踏まえて、地元の意見書として提出することとなった。佐藤市長は1967年10月16日、竹山静岡県知事に提出した。しかし、竹山知事は10月26日、佐藤市長、斉藤市議会議長、それに会社側の社長、副社長を招き、「意見書は受理できない。もう少し地元で話を煮詰めるべきだ」と告げた。佐藤市長としては「1年有余もかけて学者の調査、各地の視察を行い、市議会で審議した結果この結論を出したので県公害審議会にかけて審議してほしい」と懇願したが、知事はついに受け取らなかった。

日軽金の中山社長は10月28日佐藤市長を訪れ、かねて地元農民の反対などで延び延びとなっている同地のアルミ電解工場建設の早期着工を断念、別の土地に工場を建設すると伝えた。日軽金はテスト工場をつくり公害のないことを実証する意向があったが、農民・労組側はこれに反対、蒲原工場にそれを造って実証せよと主張し、この点でも折り合いがつかないのが困難と判断し清水工場でのアルミニウム電解工場建設を諦めることとなった。

II. 中部電力(株)新清水火力発電所建設を許可したのは

1970年8月中部電力(株)は、清水市に15.6万Kw出力の新清水火力発電所建設計画を示した。清水市と中部電力(株)は、日本軽金属電解工場建設計画誘致に失敗した教訓から、電撃的な作戦を展開した。同年9月、清水市公害対策審議会（委員長は清水市議会副議長、山本丈夫教授、岡部史郎教授も参加）は「公害防止対策は全てにわたって十分な対策がたてられている」として建設を認める答申をした。答申を受けて清水市議会全員協議会は1週間後に建設承認を行った。中部電力(株)が計画を提示して、わずか一ヶ月もたたずに建設承認が認められてしまったのである。その後、佐藤虎次郎清水市長と中部電力(株)との間に強制力もない「公害防止協定」が締結され、清水市議会は「公害絶滅宣言都市」を採択した。1973年、新清水火力発電所が創業を始めると、6月の梅雨時にはPH2~3という強酸性雨により清水市・静岡市で被害が続出した。更に1973年には清水市で4回の光化学スモッグ注意報が発令された。

更に、1974年には6回の光化学スモッグ注意報が発令された。火力発電所の操業により清水市は「公害都市清水」となり、国の「公害防止策定地域」に指定されていった。この火力発電所建設認可の裏では、佐藤虎次郎清水市長が立会人となり、地元連合自治会と中部電力㈱との間に下記のような覚書が結ばれていた。

覚 書

中部電力㈱(以下甲という)と清水市三保地区連合自治会(以下乙という)は甲の新清水発電所建設に伴う相互協力について次の通り覚書を交換する。

第1条 乙は甲の新清水火力発電所建設についてできる範囲の便宜を供与するものとする。

第2条 甲は乙の三保地区公民館建設のための協力費として金壱千萬元也を本覚書交換と同時に乙に支払うものとする。

第3条 乙は前条に関し今後一切異議求償を申し出ないものとする。

此の覚書の証として本書3通を作成し、甲、乙、並びに立会人各自1通を保存する。

昭和45年12月 5日

甲 中部電力株式会社 取締役社長 加藤 乙三郎 ㊟

乙 清水市三保地区連合自治会 常任顧問 小松 貫基 ㊟ 会長 長澤 明 ㊟

立会人 清水市市長 佐藤虎次郎 ㊟

覚書の3条に示すとおり、建設を金品で認めさせたうえに、「今後一切異議求償を求めない」という大変重い内容で、住民の生命や健康を買い取るというものであった。新清水火力発電建設電撃作戦が成功し味をしめた企業・行政は、今後の企業進出に生かそうとそれ以後企業進出が相次いだ。

Ⅲ. 東亜燃料㈱増設計画に反対する清水住民の闘い

1. 東亜燃料㈱増設計画

1973年10月9日、各新聞社は一斉に東亜燃料㈱の増設計画を報道した。その内容は、「現在1日43500 ㍴ (1 ㍴ 15.9L)の原油処理と、ガソリン、灯油、重油、ナフサなどの生産量を18万㍴に増やす設計許可を通産省に申請した」というものであった。この増設計画案は通産省の諮問機関である石油審議会(石油業界の経営者で構成され、東燃の社長も委員として参加)で審査され、158,000 ㍴の営業枠(既存分を含む)が認められてしまった。この石油審議会の答申が出ると東亜燃料㈱は、正式な通産省の許可がないにもかかわらず、通産省の許可を得たと偽り、増設計画を12月22日清水市に提出した。その設備増設理由として、①地域の需要に比べて設備能力が小さい。②今の設備では、低イオウ重油の生産が不可能、公害面から現在の情勢にあわせることが不可能、と挙げている。

同年12月18日、「公害に反対する清水市民の会」(以下市民の会)が結成され、市民の会は、①の理由に対しては、石油業界は系列化が進んでおり、今の状態でも充分足りている。②低イオウ重油は必要だが、現在設備で対応ができる、新たな脱硝装置をあてにしても、硫黄酸化物やチッソ酸化物は若干改善されても増設されることにより、更に空気は汚染される、東亜燃料

工場は民家に近く危険性が大きい、最近の石油精製工場の事故、タンカーによる事故、地震によるタンク事故などが連続して発生しているなどと反論した。

2. 清水市及び公害対策審議会の役割

清水市は、中部電力㈱の新清水火力発電所建設時の1971年5月1日、「清水市公害防止計画」を策定していた。その中で、清水市長は諮問機関として「公害対策審議会」を設置し、市民の声を取り入れるとあった。

東燃増設問題がクローズアップされてきた1974年には「公害対策審議会」の役割は重要となっていたが、市民の側からの再三にわたる「東燃増設反対」の申し入れに対して、東亜燃料㈱は「清水市当局にゆだねてある」とし、清水市当局及び清水市議会は「すべて公害対策審議会に諮問してあり、その結論待ちである」と逃げていた。

「公害対策審議会」のメンバーは、各界の代表や中部電力㈱の新清水火力発電所計画の公害対策審議会委員の山本丈夫静岡薬大教授や岡部史郎東海大学教授などで構成されており、本当に市民の健康と生命を守る姿勢で勉強しようとする委員はいなかった。建設促進をめざす市当局や東亜燃料・業界の意向を尊重するメンバーで、「公害対策審議会」は市民の目をごまかすためのものであった。

1973年12月6日、清水市長は公害対策審議会の山本丈夫教授ほか4名の学者グループに、東燃増設に関する報告書作成を依頼した。しかし、この依頼公文書には大きなうそがあった。その記述の中に「……本市ではこの度、東亜燃料工場が通産省の許可により日量15,85万㍓の石油精製増設工場建設の運びとなりました。」と明記されていたが、現実には通産省が許可していなかったのである。それは、1974年1月28日衆議院予算委員会で社会党石橋正嗣議員が追及した結果、「まだ許可していない」ことを通産省が認めたからであった。

山本丈夫教授らは、不許可を知りながら1974年4月に中間報告を、同年9月には最終報告書を市長に提出した。その内容は増設許可を前提として「公害規制を守れば、増設しても公害は減る」といった驚くべき内容となったのである。この報告書に費やした公費は約500万円で、5回にわたる伊豆の温泉での飲食と芸者をあげてのおまけ付であった。

清水市当局は、この学者グループの報告書を市広報紙(1974.10.15日号)に紹介し、「規制数値を守れば増設に反対する根拠なし」と全住民に告知したのであった。市民は、学者・科学者が自らの学問や研究、科学的根拠をもとにした、市民の健康や安全を守る立場からの報告を望んでいたが、まったくの期待外れであった。山本丈夫教授は住民の批判を受けて、芸者の花代だけは返済し、市長の顧問団からは脱退していった。

3. 公害に反対する清水市民の会発足と住民運動

(1) 東燃増設反対市民協議会結成

先に記したように、市民の会は、社会党の石橋正嗣衆議院議員を通して、通産省は東亜燃料㈱の増設に対して許可を出していないという回答を得た。また4月27日静岡市を訪れた中曽根通産大臣は、「着工については早くてもこの秋まで認可するつもりはない」と発言した。市民の会は、清水市が出した公文書に「通産省の増設工場建設許可済み」と明記されていることを追及し、市議会の場では市当局も不許可を認めざるを得なかった。

5月12日には、東燃増設に反対する住民の会、東燃増設に反対するぜんそく患者の会が結成

された。会はスライド学習会や映画「水俣」上映会、大小の学習会を各地で開催した。更に、住民の会は、第1回市民デモを8月18日に行い、その後毎週日曜日にデモ行進を行うこととした。

9月6日には、東燃増設反対市民協議会（村松孝一代表、以下市民協）が結成された。また、9月17日清水市医師会も反対声明を出し、「これ以上大気汚染増加を伴う東燃工場の増設計画には、現時点では賛成できない」と発表した。

(2) 住民による環境・公害調査の実施

- 1) 市民協は市の公害対策室の調査だけでは不十分であるとして、市民協内に公害対策部をつくり、自らも公害調査を実施していくことを決定し、大気汚染の測定に銅版測定を行うとした。12月16日～3月16日までの3ヶ月間、市内150箇所を選定し静岡市・富士市にも数箇所設置し、市内の公共施設（保育所や公民館など）、更に袖師地区にも重点的に設置した。3月16日、集められた銅版は全体的に黒く変色したものばかりであった。特に臨港地区や車の多い国道沿線はひどく変色した。原版と変わらなかったのは山梨県境の湯沢地区1箇所だけであった。この銅版調査結果は、商店街の街頭にてパネル展として開催し、市民に周知し市民の関心を高めることに寄与した。
- 2) 雨水の酸性度調査も、11月から翌年7月まで市内80箇所で実施したが、相手が雨のため雨の降り始めに採取することは、会員にとっては仕事の関係で困難なことであった。従ってデータにはばらつきがあったが、両河内・小島地区ではPH5.5以上の弱酸性から中性、市内平野部ではPH3.7～3.94などの酸性度の強い雨という結果が出た。
- 3) チッソ酸化物調査も実施した。正月の工場が休業となっている時期と工場の稼動している時期とを対比するため、1975年1月1日～3日、1月20日～23日に調査した。その結果二酸化窒素の濃度は、工場が稼動している時期と正月とを比較すると、正月は3分の1程度の濃度であった。
- 4) 清水の気象調査も行った。市民協は、公害学習会で学んだ山と海に囲まれた清水市の自然を肌でしっかり掴もうとした。とくに工業地帯と住宅地、臨海地帯と山間部など、複雑な清水市内の空気の流れを住民の協力を得て解き明かそうとするものであった。調査をする中で、市が調査を依頼した学者の答申に対する不信感を強めていった。報告書の「公害数値を守れば東燃増設計画に反対する理由はない」との記述を、清水の地形による気流などの指摘がないこと、増加するぜんそく患者を無視した人間不在の空論であると位置付けた。そして、安全や健康を守っていくのは、ここに住む住民であるとの認識を育てていった。

これらの調査に関しては、沼津市の西岡昭夫先生の指導を仰ぎ、調査器具の借用にも協力していただいた。また市民協は、本来は行政が行うべき調査を住民が実施すると主張し、市から、調査費用として20万円、風向風速計3台、磁石40個などの提供を受けることになり、観測本部を清水市役所食堂においた。

この調査には、平地では清水市内108地点、静岡市3地点で148名、山地では日本平東斜面・西斜面、山原山など17地点で53名、アドバルーン1地点で10名、計129地点で211名の参加と、食事など炊き出し協力者30名の参加体制をつくった。実施日は1975年2月15日～16日の24時間で実施した。気流調査のため山原山山頂と中腹から発煙筒を焚き、煙の流れを各地点で観測した。その結果、清水市は日本平や山原山、竜爪山に囲まれていることから空

気が滞留しやすいこと、冬場は冷たい空気がたまり逆転層が生じて大気汚染物質が蓄積されて地表に高濃度汚染をもたらす結果となることが証明された。

(3) 清水市長が東燃社長に「増設計画再検討」を求める

東燃は、こうした市民の反対が強いなか、排出量の修正を提出してきた。市民協は東燃増設反対住民署名にも取り組み、9月25日32946筆を清水市議会に請願署名として提出した。また、9月28日清水市議会経済委員会での傍聴行動を展開したが、市議会側と傍聴人数の制約について議論となり、最終的には10名の制限傍聴となった。反対署名請願については、10月3日の委員会で継続審査となった。同日、市長の顧問グループから東燃増設問題の最終報告がなされた。その内容は「公害防止対策が保障されるならば、東燃増設計画を積極的に排除する理由はない」との報告であった。

この報告に対して、市民協は10月5日、反対声明を発表した。その問題点として以下のことを指摘した。

- ①「人間不在」の報告書といえる。行政上の基準数値の列挙で信頼性のない数値の列挙だ。
- ②「高煙突拡散論」を持ち出し、いかにも公害が減るかのような用語を平気で使用している。
- ③チッソ酸化物を取り除く脱硝装置が、すぐにも完成するかのような言い方をしている。
- ④その他多くの汚染物質については、データがないにも関わらず「汚染物質排出減少を期待する」といった、おおよそ科学者らしからぬ願望しか言っていない。
- ⑤防災面には全く触れられていない。石油コンビナート災害やタンカー事故など世界では頻繁に発生しているにも関わらず、これらには全く触れられていない。

10月15日、市民協と東亜燃料(株)との間で公開討論会が開催された。10月18日にも第2回討論会を予定したが、東燃側の条件が折り合わず流会となった。10月16日、日本科学者会議静岡支部が顧問グループ報告書に反対声明を発表した。10月30日、市民協と市長交渉が開催された。市民協は公害対策審議会の開催を延期すべきであると主張したが、市長は「許可権は県にあるので、今後は県に判断をあおぐ」と回答した。11月5日、山本県知事は、記者会見の席上「県はあくまで地元の意向を聞いたうえで、独自に検討する。清水市が自らの判断を放棄するのは好ましくない」と述べた。11月13日、静岡県黒田企画部長と市民協との交渉では「県は第6次公害防止計画が策定されてから、増設問題を審議する」とし、県の考えを清水市に伝えると回答した。11月14日、清水地区労働組合協議会も東燃増設反対を決定した。これを受けて静岡県労働組合評議会も増設反対を決定、更に公害対策静岡県連絡会議としても清水市及び清水市議会に東燃増設工事を同意しないよう申入書を提出した。11月24日、市民協・地区労・県評共催による市内デモを実施、25日には市民協・地区労・県評による清水市長交渉を開催した。12月3日、市民協・地区労・県評は東亜燃料(株)との交渉を行ない、増設計画の白紙撤回を申し入れた。1975年1月24日、市民協と清水市長交渉の席上、市長は「住民の納得のないまま東燃問題の審議はありえない」と答えた。2月21日、市民協は、清水市の交渉で学者顧問団の答申の撤回を迫ったが、環境部長は「語句の訂正はするが、答申の撤回はしない」と答えた。3月5日、清水市長は東亜燃料(株)南部社長宛に「増設計画再検討」を求め「消防庁ならびに関係省庁において、防災対策について検討が加えられ、新たに関係法令等の改正、防災基準等の基本的指導方針が示される見込みであり、計画を更に再検討されるよう指示いたします。」

と要請した。⁸

4. 東亜燃料増設計画を撤回に追い込んだ市民運動

増設計画を撤回させた原動力は、以下のようにまとめられる。

まず市民協による活発な学習運動や市民デモ、環境調査の積み上げ、清水市、市議会、県への働きかけがあった。また清水市議会議員浅沼保は「公害 G メン」などと称され積極的にこの問題に取り組んだ。そして地元の市民協会長村松孝一、乾達医師、北村修治、佐藤淳などの献身的な活動が、市民全体の運動の盛り上がり大きく貢献した。また労働組合の支援も大きな力となった。これらの力が集まり、計画撤回へと進むことができたのである。

IV. 清水石炭火力発電所に反対する清水市民の闘い

1. 中部電力が示す石炭火力発電所計画

1989年3月8日、宮城島清水市長は市議会本会議において、中部電力(株)から口頭により石炭火力発電所建設計画が示されたと報告した。旧清水市三保地区には、かつて中部電力が日本軽金属から取得し、LNG火力発電所を建設しようとした自社所有地46万㎡があった。この土地は港と隣接していることから輸入石炭の荷揚げに適していること、及び焼却石炭灰の搬出にも適し、取水や温排水など全ての建設条件が結びついているところであった。中部電力の計画は、当時三保貝島で稼働している15万kwの新清水火力発電所(石油専燃)をスクラップ化し、その敷地と併せて、自社遊休地52万㎡に200万Kw(100万Kw×2基)の石炭火力発電所を建設しようとするものであった。

当時の世界のエネルギー資源の状況は、イラン革命を契機とした第2次石油危機後の慢性的石油供給への不安があり、また米国のスリーマイル島原発事故やソ連のチェルノブイリ原発事故以来原発建設が停滞していたことから、石炭火力が再び注目されてきていた。石炭は世界的に資源が安定していることや、価格が安いこと、公害防止技術が一定程度進んできたことがあげられる。しかし、この計画に対しては地元住民との約束や県有地使用などの問題点が指摘されていた。

その第1は、中部電力の建設計画にある利用面積52万㎡の内、6万㎡は静岡県の埋立て用地であり、県の承認も受けずに、勝手に建設計画を書き、更には「シーバース」の建設を計画していることが判明し、静岡県としては埋立て用地については中部電力に払い下げることは約束も承知もしていないと明言していた。

第2は、静岡県がこの埋立て用地を計画したとき、埋立て工事が完了した時点で、3.3万㎡を緑地公園として地元住民に開放するという約束が1979年9月11日、県と自治会で確認されていた。更に、発電所建設構想概要説明があったのは1990年7月12日であり、本来ならば環境調査はその後、行政や住民の理解を得る中で行われるべきものが、すでに1986年～1988年3月にかけて気象現況調査が終了している、というものであった。本来、環境現況調査を行うにあたっては、発電所建設構想を市民や行政、市議会に示して、その理解のもとに環境調査の目的、内容等を周知徹底して1年間の環境調査が行われるべきであるが、すでに環境調査が終

⁸ 東燃増設反対市民協議会編「青い空と海をかえせ 東燃増設とたたかう清水住民の記録」1975年発行引用

了していることは、住民不在、議会軽視、行政無視の取り組みであり許されないことであった。

2. 清水市における環境問題

(1) 清水市の大気汚染の現状

清水地域の大気汚染は、新清水火力発電所が出来る前から深刻な地域で、国の「公害防止策定地域」にされていた。清水市当局は毎年、深刻な大気汚染の測定結果を添えて国に対して予算の獲得を要求してきた。清水地域にはぜんそく患者が多く、松枯れがかなり進み、地元特産の葉ねぎなど農産物に光化学オキシダントによる被害が出ていた。中部電力の計画では、石炭火力発電所から排出される汚染物質について、イオウ酸化物 98%、チッソ酸化物 80%、バイジン 99.9%を除去できるとしているが、しかしイオウ酸化物で見ると富士市の全工場から排出される量の 2 倍、静岡県全体の工場など固定施設で消費される燃料とほぼおなじ量を一つの発電所が排出するというものであった。

(2) 大気汚染の健康被害

1973 年清水市医師会は、市内ぜんそく患者数が 950 名となっていることから「健康保持の極限を超えている」と声明を出した。その後、同じ方法で調査した 1989 年のデータでも状況は変わっていないことが明らかとなっていた。「成人気管支ぜんそく」という東大物理内科の論文では、ぜんそくと最も関係する大気汚染物質は降下ばいじん量であると結論付けられている。公害策定地域である清水地域では、現在 1 年間に固定発生源から排出されるばいじん量は 629 トンであり、200 万 Kw の石炭火力が稼動すれば 1019 トンに激増することになり、現在でも清水市の大気汚染状況は、ぜんそく患者にとって限界であるのに、更に患者が増大し治りにくくなり重症化の恐れが指摘された。清水市の大気は非常に汚れており、チッソ酸化物は環境基準の 1.5 倍の観測地点もあり、光化学オキシダントは 12 の観測地点で環境基準をオーバーしている状況であった。

(3) 酸性雨

酸性雨とはイオウ酸化物とチッソ酸化物が水と反応して硫酸や硝酸に変化する。この大気汚染物質が大気中の水分と反応して酸性の雨となって降りそそぐ現象をいう。清水市では 1973 年新清水火力が稼動した直後に PH2.3 という当時全国で最も強い酸性雨が降った記録がある。そのため、清水市議会は 1989 年 10 月、国に対し「大気汚染の総量規制による酸性雨対策の推進を求める決議」をしている。清水市の観光名所のひとつの三保の松原、羽衣の松は全国的に有名であるが、松枯れが進行し問題となっている。火力推進派は、松枯れは松くい虫が原因であると主張しているが、広島大学の中根周歩助教授は酸性雨などで松の樹勢が弱まり、松脂の減少により松くい虫の被害を受けると主張している。

(4) 石炭灰

石炭灰とは、ボイラーと集塵機から出る燃カスとバイジンを指すが、石炭灰から溶け出す水は pH10 以上という強いアルカリ性を示すことから環境への影響が心配されている。また、鉛、ヒ素、水銀、カドニウムなどの有害物質については「電気集塵機でほとんどを除去できる」といっているが、100%除去は不可能である。仮に年間 440 万トンを燃すと石炭灰の量は 65 万トン、発

生ずる。1日に換算すると10トンドンプで178台分という膨大な量となる。この石炭灰処理の3分の2を有効利用し、残りは興津沿岸部に計画されているコンテナ埠頭に埋めたてるとしているが、それは10年間のことで、その後は未定となっている。

(5) 温排水

温排水は発電所のボイラーで作られた水蒸気を、水に戻すために冷却に使われた排水のことを言う。取水時温度より7度高くなると言われ、排水による海水温の上昇は魚の生態系に大きな変化をもたらす。この海域はシラスや桜えび生息の適地であり、海洋環境は単純でなく潮流、風向き、風力などにより温排水の拡散は複雑に変化することが考えられる。中部電力は生物への影響は少ないといっているが、温排水が長期的に与える影響はほとんど未解決となっている。

(6) 経済効果

発電所は装置産業のため、関連産業への波及、雇用増大などは期待できない。実際の経済波及効果は、土居英二静岡大教授の計算によれば、清水市の試算508億円に対して10分の1以下の43億円であるとしている。土居教授は「誰もが住んでみたい街を市民自身の参加によって創り上げていくこと、そして行政と企業がそれを助けて行く姿が、これからの活性化の決め手だと思います」と述べている。清水市は電源三法交付金16億円と固定資産税（年平均24億円）をあてにしているが、発電所稼働は半永久的に環境汚染をもたらす、農業、漁業へのマイナスの経済効果ははかりしれない。

3. 市民が主役となり火力発電建設を止めた

(1) 学習によって理論武装

1989年3月、清水市長に中部電力が「石炭火力発電所建設に伴う環境問題の検討申し入れ」をした新聞記事について当時の市民は余り注目していなかった。同年4月5日、市当局に都合のよい学者、各界の学識経験者によって発足した「火力発電所環境影響評価委員会」（会長岡部史郎）の初会合が開催された。当時の石炭火力発電に対する姿勢は、市長与党の民社党、自民党は積極賛成、公明党も賛成、社民党は反対せず（一部議員は賛成）、わずか共産党だけが反対であった。漁協、医師会も明確な反対の意志を示さなかった。このように反対勢力も少なく、商工会議所、鈴与株、市当局が賛成するなかで反対運動を起こしても勝てるはずがないと思っていた。更に、大部分の市民が火力発電のことを知らず、無関心であった。

旧清水市西久保にある乾医院の医師・乾達は広島県竹原市の石炭火力発電所を視察調査し、芸備火力に反対する住民と交流を行い、石炭火力発電の問題点をまとめたスライドを制作した。1989年9月11日、スライドによる第1回勉強会を開催した。また、石炭火力を考える講演会も、飯島孝「電力を考える」（11月21日）、谷山鉄郎「火力発電と酸性雨」（12月6日）、水口憲哉「温排水と漁業被害」（1990年3月3日）など相次いで開催していった。

(2) 草の根運動として始まった市民協の運動

乾達医師は、広島県竹原火力発電建設反対運動に関わった関係者を取材し、火力発電から発する様々な課題について学び、学習用スライドを制作し、住民に向けて学習会を開催した。会場は乾医院や個人宅、お寺など大小様々なところで開催された。2年間に開催されたスライド

による学習会や講演会は200回以上に達した。

スライド学習会や講演会を開催する中で、12月28日石炭火力に反対する清水市民協議会(以下、市民協)準備会を発足させ、翌年2月3日結成総会を開催し、会長に山梨通夫氏を選出した。この組織の特徴は、運動の主役を務めるのは一人ひとりの普通の市民であったことである。運動の初めから、「住民運動の中で特定の人がある有名になったり、権力を持つてはいけない」、「市民一人ひとりの意識が高まる中で市民自身が主人公となる運動」をめざすとして、清水市民が「自分の目で見て、自分の頭で考え、自分で決めて行動する」運動となっていた。従って、会則なし、会費なし、誰でも発言する、事務局・執行部なしの組織であった。共産党系の組織は、4月27日「中電石炭火力建設に反対する清水市民の会」を結成(代表佐藤淳氏)し、市民協とは別に行動を展開した。

市民協は7月1日から清水の環境調査として朝顔を活用して大気汚染(オキシダント)の観察調査を開始した、多くの市民に呼びかけ実施された。その結果は9月26日に発表され、特に有度・船越地区に汚染のひどい地区があることがわかった。また、市民協は石炭火力反対の請願署名にも取り組み、6月25日には32,000筆の請願署名を市議会に提出、さらに9月17日には通算41,000筆を提出した。

清水市議会は「公害防止対策特別委員会」を設置し、そこに審議を付託して石炭火力の立地の是非を問うこととした。建設予定地の三保地区の住民たちは、市民協の運動が進む中で、三建設反対署名に取り組み、住民の80~90%(日本鋼管(株)・日経金(株)の社宅を除く)を集約し、また住民アンケート(実質の住民投票)も実施した。その中で遠藤豊・三保地区連合自治会長の呼びかけにより自治会ごとの態度表明がなされた。11単位自治会中、反対が8自治会、棄権が1自治会、欠席2自治会であった。その結果、三保地区連合自治会は1991年5月13日、石炭火力発電所建設反対を決議し、6月5日清水市長に容認発言の撤回を迫った。同年7月24・25、8月1日、光化学オキシダント注意報が発令され、葉ねぎ・トマト・さといもの葉などに農業被害が発生し、三保部農会は千葉県農業試験環境研究所に調査を依頼した。その結果は大気汚染による光化学オキシダントによる農業被害と確認された。

市民協は、スライド学習と併せて講演会開催にも積極的に取り組み15回以上に及んだ。講師として飯島孝、谷山鉄郎、水口憲哉、宇田隆、西岡昭夫、牛島真郎、宮嶋信夫、土居英二、中根周歩など多彩なメンバーが参加した。市民協の市民デモも1990年11月18日第1回から9回開催された。このデモについても動員形式でなく、主婦や子供を抱えた若い奥さんなど一般市民が主体となったものであった。また、会員による『石炭火力って何だろう』と題した漫画情報紙も発行された。興津連合自治会も石炭火力から排出される石炭灰の処分場となることから、1990年12月10日、石炭灰埋立反対を決議し清水市長に陳情した。

(3) 清水市当局と清水市議会の動き

1989年3月、中部電力が宮城島市長に石炭火力発電所建設計画申し入れに対し、市長は「石炭火力発電所受入れ条件整備に鋭意努めていきたい」と積極発言をした。清水市は岡部史郎を会長に清水火力発電所環境影響評価調査委員会を発足させた。また、庁内には関係部課長で構成する「火力発電所検討委員会」を設置し、庁内の調整を図る場とした。

4月28日、清水市議会は火力発電問題を審議する「公害防災特別委員会」を設置し、山田孝(公明党・中部電力出身)を委員長として審議を付託した。公害防災特別委員会は7月3日、9

月 26 日の 2 回反対請願を継続審議とした。11 月 13 日、市民協は市長との第 1 回会談を開催、市長は「健康・環境問題を最優先する」と明言。11 月 20 日、市長は市議会全員協議会で火力建設容認を発言。12 月 1 日、市長は庵原郡 3 町に火力容認姿勢を説明した。12 月 3 日、市民協と第 2 回会談を開催、市長として最終的判断した訳ではないと発言。12 月 5 日、公害防災特別委員会に市民の抗議の座り込みが発生、委員会は流会。市議会議長は市議会史上初めての私服警官の出動を要請した。12 月 6 日、公害防災特別委員会は傍聴人の枠をめぐり午前中紛糾もしたが、委員会は開催され市当局の説明だけで終了。12 月 7 日、市民の座り込みが続く中、公害防災特別委員会は開催され、請願者の意見陳述が、反対陳情、賛成陳情双方から行われた。12 月 8 日、約 200 名の座り込みが続く中、公害防災特別委員会が開催され、反対陳情 57000 筆、建設促進陳情 55000 筆が審議され、建設促進陳情が強行採決され、反対陳情は不採択となった。反対派は委員会室前で抗議集会を開催した（1 回目不採択）。1991 年 3 月 12 日、清水市議会公害防災特別委員会は再び反対請願を不採択（2 回目不採択）とし、建設促進請願を採択。6 月 26 日、市民協と市長との 3 回目の交渉が行われた。市民協は地元連合自治会の決議を尊重し、建設促進の判断は再考を要望したところ、市長は約束できないと発言。交渉は午前 1 時まで続いた。7 月 2 日、公害防災特別委員会は反対請願を不採択（3 回目不採択）し、9 月 17 日にも公害防災特別委員会は反対請願を不採択（4 回目不採択）、12 月 3 日も公害防災特別委員会は反対請願を不採択（5 回目不採択）とした。1992 年 2 月 20 日、清水市議会滝議長は自民党、市政クラブ（民社党）と静岡県知事に建設促進の要望書を提出したところ、2 月 26 日、齊藤滋与史静岡県知事は 2 月定例会所信表明で「石炭火力計画反対」を表明した。

3 月 5 日、公害防災特別委員会は反対請願を不採択（6 回目不採択）、3 月 11 日、清水市長は誘致棚上げを認める発言を行い、清水市議会は特別委員会で採択したばかりの建設促進請願を継続審査とする対応をした。

（4）周辺市町の動き

1991 年 9 月 10 日、中部電力から石炭火力発電所の建設について、庵原 3 町に対して初めての説明があった。続いて 12 月 2 日、清水市長が庵原 3 町を訪れ、それぞれの町長に清水市の検討結果の概要を説明し、立地を容認する基本的考えを報告した。この席上、富士川町長は「環境への影響は専門家の意見を聞き、科学的データが必要」と意見を述べた。富士川町、蒲原町、由比町、芝川町の 4 町は、1992 年 1 月 28 日「4 町環境影響調査連絡協議会」（会長常盤雅文富士川町町長）を設置し、大気汚染、温排水などの環境への及ぼす影響について調査研究していくこととした。3 月 6 日、学識経験者による「石炭火力発電所建設問題専門家検討委員会」（委員長、中西準子東京大学助教授）が組織され、中部電力が行ったアセスメントデータを解析し、環境にどのような影響を及ぼすか検討していくこととした。市民協は、富士川町、蒲原町、由比町の町当局や町議会に対してスライド学習会を相次いで開催した。1 月 19 日には由比漁協は清水市に対して反対陳情を行った。また 1 月 28 日、4 町の町長、町議会は清水市長を訪れ、中部電力への質問に対し明確な回答がなされるまで、石炭火力建設計画の推進について凍結するよう要望書を提出した。

1992 年 9 月 14 日、「石炭火力発電所建設問題専門家検討委員会」は「4 町環境影響調査連絡協議会」にこれまでの調査・検討結果を最終報告した。総論としては「大気汚染などの環境問題、エネルギー政策上の問題が大きすぎる」として「エネルギー効率が悪い上にチッソ酸化物、

イオウ酸化物、水銀、フッ素などの大気汚染物質を多く排出する巨大な石炭火力発電所を現状でも大気汚染が著しい地区に建設することは疑問だ」という見解を打ち出した。

- 1) 石炭火力発電は投入したエネルギーの 35%しか利用されず、残りは温排水などで捨てられ有効利用されない。非常にエネルギー効率が悪く、また、世界的にも二酸化炭素を抑えようとする動きがあるなか、時代の流れに逆らっている。
- 2) 計画された石炭火力発電は既存の新清水発電所に比べてイオウ酸化物は 4.8 倍、チッソ酸化物は 4.3 倍と総量としてはかなり増大するなどこの地区に大きな負荷がかかることが予想される。
- 3) 中部電力のアセスメントでは煙突で拡散するとあるが、富士川町、蒲原町はすでに二酸化チッソで常時汚染されている。大気が海上を流れ、富士川に平行して北上するという、この地域の気象条件を考えると、発電所の巨大化によって希釈空気が汚染される危険性がある。
- 4) 10 年間で 670 万トンの排出される残灰処分については、3 分の 1 を興津川沖に埋め立てることを想定しているが、残灰が環境に及ぼす影響、また灰の中に含まれる発がん物質、ベリリウムについて検討されていない。
- 5) 水域に及ぼす影響については、中部電力の報告書は技術的な説明が充分でなく、漁業に対して安全、無害であるとはいいい切れない。サクラエビが由比から富士川にかけて産卵場とすることなど、温排水がサクラエビにどのような影響を及ぼすか予測がつかない。

「石炭火力発電所建設問題専門家検討委員会」の最終報告を受け、4 町連絡協議会の常盤会長は「これからは自然環境を守ることが何よりも最優先する大きな課題である」として、9 月 21 日石炭火力発電建設に反対を表明した。12 月 16 日、由比町議会が建設反対決議。1992 年 1 月 28 日、由比漁協・大井川漁協は建設中止を陳情。2 月 18 日、蒲原町長は火力発電の現計画には同意できないと公式発表した。⁹

(5) 清水地区労、労働組合、社民党の取り組み

清水市の「火力発電所環境影響評価委員会」には各界の有識者として清水地区労議長が参加していた。清水地区労の加盟組合の中には石炭火力発電に賛成の立場とる組合があり、清水地区労全体としての取り組みは出来なかったが、造船関係組合、官公労組合は市民協の活動に参加し反対運動に取り組んできた。社会党は、支持労組団体の清水地区労が火力発電建設について具体的動きが出来ないことから明確な態度を打ち出せず推移を見守ることとなった。特に清水市議会の社会クラブの中にも統一した対応をとることが困難な状況があった。

社会党県本部はこのような状況を踏まえて、1990 年 12 月 20 日「中電火力対策委員会」を設置し対応を図っていくこととした。1991 年 4 月 10 日、清水市長との懇談会を設定(サンルートホテル 市長・助役・松前・石垣・水野シズ・片瀬・堀田。4 月 28 日、市民団体代表との懇談会設定(サンルートホテル 市民の会・北村・浅沼、市民協・増田・佐藤・内田(共)・全造船地域協議会)。5 月 28 日、清水商工会議所との懇談、中部電力(株)からの説明会。7 月 1 日、清水商工会議所との懇談。11 月 17 日、清水市長に慎重対応を申し入れ。1992 年 1 月 24 日、党として県知事に中部電力と話し合うよう申入れ、2 月 25 日、全造船機械静

⁹ 石炭火力発電所に反対する清水市民協議会編「みんなが主役で火力を止めた」1993 年発行引用

岡地方協議会の請願に社会党市議は紹介議員になった。

(6) 静岡県知事の動き

1992年2月26日、斉藤滋与史県知事は、県議会本会議において清水石炭火力に対する所信を表明した。その中で「エネルギーのために絶景の地を犠牲にする必要はない。県民の一人として、こうした場所への発電所建設計画には、むしろ怒りを感じる」と清水市や中電への不信をぶちまけた。その後清水市出身県議の質問に、「本当に清水市を愛するなら、活性化というのほかにいくらでもあるんですよ。経済界の方、清水市民の方はもっと真剣にものを考えて、何で初めからしまいまで火力、火力なんですか、ずばり言いますよ、清水の人はみんな、自分のうちのカマドを玄関口に建てますか。カマドはみんな奥座敷とか玄関とは違うところに建っているでしょう。国際港の玄関口で火を焚くカマドなどは考えられない」と声を荒げて答弁した。4月9日、中部電力㈱は清水石炭火力建設計画について2年延長し見直しを行うと発表し事実上撤退表明することとなった。

V. これまでの公害反対闘争の教訓

1) 1989年3月8日、宮城島清水市長に中部電力が石炭火力発電所建設の申し入れをしたが、この問題は当初重大な問題に発展して行くとは思われなかった。市当局による「火力発電所環境影響評価委員会」の立ち上げに、各界の代表者、商工会議所、労働団体、漁協、医師会などが参加した。同年12月28日、石炭火力に反対する市民協議会準備会が開催され、翌年2月3日市民協議会が発足した。この会は会則もなく会長となった山梨通夫大代表以外は役員体制もなく、皆が主役としての運動を展開することとした。幹部請負的な運動を排し、大衆ののびのびとした自発性や独創性のある運動へと発展していった。また、運動の主役は主婦であり、子育て中のママであり、一般市民が中心となった運動であった。

特に運動の中核となったのは地元の内科医師乾達が中心となって開催した「スライド上映会」で、個人宅、公民館など200回以上開催された。また、講演会・学習会は多彩な講師陣を招き、10人以上の講演会が数多く開催された。竹原火力、碧南火力、磯子火力などを視察し、現地反対派の住民と交流し、健康被害などの調査を重ねていった。更には大規模な環境現地調査や朝顔による酸性雨調査の実施、主婦が描いたマンガによるビラやポスターの作成、デモ行進など市民パワーが拡大していった。市民協の、運営は指導者なし、執行部・事務局なしの合議制を中心とした運営、既存組織には頼らない、みんな一人一人が主体ということを原則として行くことで独特の市民運動が展開され、成果をおさめた。

2) 1990年12月5～7日、清水市議会の公害防災特別委員会は石炭火力発電所に反対する請願と建設促進請願の審査に入ることとなったが、強行採決が予想されたため、建設に反対する市民が委員会室入口に座り込み、委員会傍聴と十分な審議を求めて3日間座り込みを行った。このとき、市議会史上初めての警察の導入となった。12月8日強行採決されたが、市議会議員の対応、審議に対する不誠実などが市民の批判をかい、市民運動に更なる拍車をかける結果となった。その後、市民から出された反対請願は4回も否決された。建設促進決議は採択されたが、市議会がいかに市民感覚と乖離しているかが問われ、建設促進請願が採択されてもその効果は何も反映されず市議会の無能さが際立った。

- 3) 周辺市町の動きも大きな影響を与えることとなった。富士川町など周辺4町は「石炭火力建設問題専門家検討委員会」を立ち上げ、1991年9月14日報告書が提出された。その内容は「石炭火力発電建設は環境に与える影響が大きい」というものであり、この報告から常盤富士川町長は、町議会で反対決議を明らかにし蒲原町、由比町も相次いで反対を表明した。特に富士川町は、以前からの日軽金煙害問題、富士川火力発電問題を経験してきたことから、農産物被害に与える影響に強い懸念を持っている中で、環境問題については慎重な姿勢を堅持した。
- 4) 静岡県知事斉藤滋与史の姿勢については、清水市長、市議会、商工会議所、経済界からの積極的建設促進の要請にもかかわらず、清水市の拙速を懸念する考えを表明し、市と県の考えに不一致があることが明確になった。1992年2月26日、斉藤県知事は県議会で建設反対を表明した。斉藤県知事の発言は清水港の活性化や港湾を使用しての活性化に、発電所建設にこだわる経済界に疑問を呈し、更に「エネルギーのために絶景の地を犠牲にする必要はない。県民の一人としてこうした場所への発電所建設計画については、むしろ怒りを感じず」と発言した。齋藤知事の発言は、富士市長時代に富士川火力発電建設計画が市民運動によって中止に追い込まれた経緯があり、その時の思いや中部電力(株)との意思疎通が欠けていたことも反映していたと思われる。

VI. 東燃 LNG 清水火力発電所建設反対の闘い

1. 東燃ゼネラルが LNG 火力発電の計画発表

2015年1月7日、東燃ゼネラル石油(株)は清水区袖師地区の社有地に出力200万Kw、タービン3基、煙突3本(コンバインドサイクル発電)の発電所を建設する、2021年4月稼働に向けて、約3年をかけて環境影響(アセスメント)評価していくとして、県・市に環境影響評価配慮書を提出した。同年10月31日、この事業を推進する組織として「清水天然ガス発電合同会社」(東燃ゼネラル石油(株)、清水建設(株)、静岡ガス(株)、資本金1億円の合同会社)を発足させた。その後、8月24日発電規模を200万Kwから170万Kwに計画変更、さらに2016年8月25日110万Kwに計画変更。2017年4月1日には、東燃ゼネラル石油(株)は、JXエネルギー(株)に吸収合併されて解散し、JXエネルギー(株)はJXTGエネルギー(株)に社名変更した。

発電所建設計画の背景には、元東亜燃料(株)が過去に増設計画を提起したが、市民から大気汚染問題や住宅地に隣接された地域で危険性があるとして、大きな反対運動が展開され増設計画を断念した経緯があった。その後、東亜燃料(株)は石油精製事業から撤退し、用地内には原油貯蔵の大型タンクが現在も存在しているが、膨大な遊休地となっていた。また、この用地の一部には静岡ガス(株)がLNG(液化天然ガス)の供給基地として大型地下貯蔵タンク3基を建設し稼働している。そのため、東燃ゼネラル(株)と静岡ガス(株)の共同企業体としてLNG火力発電所の建設を計画したのである。

しかし、現東燃ゼネラル(株)(以下東燃)の周辺環境は近年大きく変化した。過去には清水港臨海工業地域や石油コンビナート地域として、国鉄の貨物ヤードから石油製品の輸送をしていたが、国鉄は貨物ヤードを廃止し、その貨物ヤード用地を旧清水市が取得し、JR清水駅舎の改築により駅東口の開設、多目的広場、清水テルサの建設、市民文化会館(清水マリナート)の建設、河岸の市・観光船発着所など市民の賑わいや交流ゾーンとして大きく変化してきていた。

このような場所に大規模な LNG 火力発電所が建設されてよいのかが問われることとなった。

2. 東燃 LNG 火力発電所の建設に反対する住民運動

東燃の LNG 火力発電所建設計画が県・市に報告され、環境アセスメントの計画段階にあたる環境配慮書に対する知事意見が求められ、配慮書に記載されていない防災や安全問題を指摘したことから、有志が集まり 2015 年 3 月 10 日「LNG 火力発電所の建設を考える協議会」が発足した。同協議会は 3 月 19 日、静岡県知事に対して環境配慮書に対する意見として防災や安全対策なども検討項目に加え、市民に充分説明するよう申し入れを行なった。また、東燃に対しても説明会と現地視察を求め、6 名が参加し東燃と意見交換し問題点を明らかにしてきた。

環境アセスメントの手順は、対象事業者が周辺の自然環境、生活環境などに与える影響について地元住民、地方公共団体などの意見を取り入れながら、事業者自らが調査・予測・評価を行なうもので「配慮書」「方法書」「準備書」「評価書」の手続きの 4 段階となっている。「配慮書」は事業の位置規模等、検討段階において環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果を伝えるもの。「方法書」はこれから行なう環境アセスメントの方法を伝えるもの。「準備書」は環境アセスメントの結果を伝えるもの。「評価書」は準備書に対する意見を踏まえて必要に応じて、その内容を修正したもの。これらの段階の手続きを進めるには一般的には 3 年を要し、手続き終了後許認可の審査に進むことになる。この環境アセスメントの手続きの調査対象となっていない市街地に極めて近い立地問題、津波など災害に対する安全性の問題、都市景観に与える問題などについて、「LNG 火力発電所建設を考える協議会」他 2 団体は静岡市に対して公開質問状を提出し、住民のコンセンサス形成課題やまちづくり計画のあり方を求めた。

松田義弘氏（東海大学名誉教授）は「配慮書」に対し、清水駅を中心とする地区は「交流ゾーン」と位置付けられ、多くの市民や観光客でにぎわう場となっているが、「配慮書」は「交流ゾーン」の存在には触れられていない。「市民・観光客の行動にどのように影響し、賑わいが削られるか心配だ、火力発電所建設も地域の快適な生活、安全、安心であることが重要である」などの意見書を提出した。「環境影響評価書」に対する意見書についての要望は、以下の通りである。

- ① 住民の立場から位置、規模が妥当か安全か。② 非常時を含めた生活の安全こそ環境保全の第一である。③ 方法書の中に具体的対応を示すべきだ。④ 配慮書、方法書では平時の大気・水質などの環境保全のみが検討されているが、最近の災害は想定外の状況を作りだしている。災害時の危険性について市民は心配している。市民の安全は経済活性化以前の問題である。⑤ LNG 基地は別会社であり環境アセス対象外としているが、LNG 気化に伴う冷水温問題など重要な環境問題である。⑥ CO₂ 排出量は現在の静岡市排出量の 1.6 倍となる。環境に与える影響は大きい。⑦ 安全対策(火災・爆発・化学物質の漏えい)なども調査項目として安全であるべき対策を調査すべきである。

清水漁業協同組合、由比港漁業協同組合からも要望書が提出された。

① LNG 気化に伴う冷熱排水発生の影響について、現在の取水温度より 3℃冷たい海水排水が 15.5 万トﾝ／日から 34 万トﾝ／日に拡大される。清水港はもとより駿河湾の漁業に与える影響は、

サクラエビ、クルマエビ、ワタリガニなどすでに影響が出ているが、今後の影響についても調査すべきだ。②タービンの冷却水として工業用水を使用し 13,300 トン/日排出するも影響は小さいとしているが、海の生物は真水に敏感である。私達も生活がかかっている。絶対に影響が無い調査結果を明らかにすべきである。③審査会に私達の声を聞く機会を設けていただきたい。

LNG タンカーの危険性も指摘された。LNG タンカーは 68000 トン（約 15 万kl）を積載し、現在は 18 日に 1 回入港しているが、発電所が稼動すれば 8 日に 1 回入港することとなる。LNG タンカーの荷役中に地震・津波が発生すれば、5 分以内に津波が来襲することとなる。日本海難防止協会のシミュレーションでも「タンカーの係留索が切れてタンカーが漂流する可能性がある」と指摘した。また、「漂流するタンカーが湾内深くに入れば、大惨事となる可能性がある。東日本大震災時の気仙沼港の海上火災を上回る災害となる恐れもある」などと指摘した。

こうした状況の中で、東燃 LNG 火力発電に反対する住民組織が相次いで発足した。その組織は「清水の将来を考える会」（5 月 1 日発足）、「LNG 発電所建設に反対する住民の会」（8 月 24 日発足）、「マークス・ザ・タワー清水、東燃ガス火力発電所建設に反対する住民の会」（2016 年 5 月 5 日発足）、「清水の環境を考える女性の会」、「清水火力発電所から子供を守る mama の会」（7 月 14 日発足）などである。

この中で、特徴的な反対組織は、清水駅周辺の再開発事業で建設されたマンション居住の住民が『住民の会』を発足させたことである。その理由は、LNG 火力発電所の建設地から 500m の距離であること。LNG 火力発電所の排煙の煙突 82m は、マンションの高さと同程度であり、排煙による健康被害が想定されること。また、マンションの資産価値も下がることなどから、マンションの住民組織として反対運動を展開した。更に、近隣に新たに建設されたマンションの販売状況も厳しくなっていることから、火力発電所建設と関連があるとの見方がされ、問題視された。このようにいくつかの LNG 火力発電反対組織が誕生し、2016 年 6 月 5 日には 6 団体共催による反対市民デモがはじまり以降 17 年 3 月までに 11 回、学習会は 21 回、JR 清水駅前などでのビラ配布は 30 数回、写真展、宣伝車による街頭宣伝など幅広い活動を展開した。

2016 年 8 月には東燃と市民団体との公開討論会も開催された。この討論会には市民 160 名が参加し、第 2 回目の開催要求に対して東燃側は拒否した。LNG 火力に反対する市民運動は、県議会に対する反対請願署名活動、静岡市議会に対する反対請願署名活動に取り組み、最終的には 45,000 筆の署名を集約し各議会に請願した。

2017 年 1 月 7 日「LNG 火力発電所問題・連絡会」（代表富田英司）を立ち上げ、以降連絡会が窓口となり運動を進めることになった。5 月 11 日には静岡県議会と川勝静岡県知事に面会し反対要望を 6 団体で申し入れた。7 月 20 日、川勝平太静岡県知事は静岡県議会で LNG 火力発電所計画に反対姿勢を表明した。また、8 月 8 日、田辺信宏静岡市長は記者会見で LNG 火力発電に対して見直しを求める発言を行なった。その内容は「LNG 火力発電所計画は清水のまちづくりの方向性と一致しない」というものであった。9 月 15 日には東燃 LNG(株)は、静岡市副市長を訪問し事業者としての対応を報告した。報告は審査中の「環境影響評価の手続きを一時中断する」とし、受け入れてもらえる方向性を探るというものであった。

弁護士の小野森男は保守系の中から東燃 LNG 火力発電に反対して行くとして『静岡新聞』

に意見広告を3回にわたって掲載し、清水マリナートにおいて講演会を2017年4月27日、9月12日に開催し、東燃LNG火力発電計画は清水のまちづくりにふさわしくない、当地にはサッカー球技場がふさわしいとの持論を展開した。

3. 静岡市議会の対応について

東燃LNG火力発電反対運動を展開する市民団体の請願署名45,000筆の提出を受けて、静岡市議会は2018年2月21日、この請願を不採択とした。請願審査に賛成したのは、共産党、緑の党、山と町の安全の会の7名、反対したのは自民党、志政会、公明党であった。その理由として「地元住民の心配はよく理解できると言いながら法律に基づく手段に従って『準備書』が出された段階で判断すればよい」というものであったが、準備書が出れば一定の手続きで論議され、通産省に送られれば認可されてしまうことを理解していないものであった。

静岡市議会は、従来の公害反対運動の請願署名と同様、市民の切実な要望を受け止めることなく、十分な論議もなく否決するというものであった。結果として東燃LNG火力発電建設が断念されたことに反省もせず、議会の権威を失墜させる結果となった。

4. LNG火力発電建設計画中止を発表

2017年7月20日、川勝平太静岡県知事の静岡県議会での反対姿勢を示したこと、また8月8日には田辺信宏静岡市長の「静岡市がめざすまちづくりと一致しない」発言で、事業者に再考を求めている。2018年3月27日JXTGエネルギー(株)はLNG火力発電の建設計画を中止すること、および準備会社の解散を発表した。同社は「計画の見直しに更なる時間を要することから事業性の確保が困難である」と建設計画を断念した。

東燃ゼネラル石油(株)は、JR清水駅東に隣接し住宅地にも接近して所在している。清水駅東側は、先に記したように、清水テルサ、市民会館(マリナート)、多目的広場、高層マンション建設などまちづくりが大きく変化してきている。清水駅周辺のまちづくりの変化を東燃ゼネラル(株)は認識できなかったのか。LNG火力発電計画は、遊休地活用から計画されたものであり、市民は過去の東燃増設計画に反対した経緯もあり、市民意識として受け入れられない状況であった。東燃の発電所建設計画は、このような状況判断を読み間違えたものであった。¹⁰

執筆者 橋本勝六(総文字数29,180)

¹⁰ 清水まちづくり市民の会編「まもろう愛しまちを LNG火発計画撤回の歩み」2020年3月発行引用